

契約法務と人工知能 (AI)  
-その2-  
契約書審査 (レビュー) から契約書ドラフティングへ

2022/10/07  
弁護士 渡邊 明彦

はじめに

前稿で、契約書チェック、契約審査を行う人工知能 (AI) サービスのダウンロードできるマニュアルを使用した (一つは、ウェブミーティング利用案内を受けて) 後の、感想と、開発の方向についての疑問を述べた。本稿は、これら「リーガルテック」と呼ばれているサービスは、発展途上の段階にあり、将来性を含めて否定的に評価するものでないことを、予めおことわりしておきたい。

なお、国際的な比較という点からすると、AI とかウェブテクノロジーは、日本に比べると、欧米、ことに米国のほうが遙か先を進んでいることが多いが、人工知能の法務分野での利用ということになると、わが国よりも困難さを認識しているようである。

THE DAWN OF FULLY AUTOMATED CONTRACT DRAFTING: MACHINE LEARNING BREATHES NEW LIFE INTO A DECADES-OLD PROMISE

<https://scholarship.law.duke.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=1306&context=dltr>

How long before machines can write your contracts?

<https://contractbook.com/blog/how-long-before-machines-can-write-your-contracts>

Why AI is still struggling to automate legal documents

<https://www.jdsupra.com/legalnews/why-ai-is-still-struggling-to-automate-8467598/#:~:text=Mainly%2C%20contract%20drafting%20and%20analysis,contract%20and%20the%20law%20itself>

これらの記事は、法律分野、ことに契約書ドラフティングでの AI の利用可能性について、少なくとも当面は成果があがらないだろうという、悲観的な立場をとっている。

現在、わが国で提供されている AI サービスは、「契約書チェック」、「契約審査」であって、「契約書ドラフティング」を対象とはしていない (絞っている) ようであり (もっとも、1社はAIを利用して日本語版の契約書から英語版の契約書を作成するサービスを謳っている)、米国の状況とは異なっている。

## 1. 「ことば」の整理

前稿で、「実質的な規定」とか、「条文」、「ルールベース」ではなく「事実、取引実務に関する知識」等のことばを使用した。これらの「ことば」は、多義的であったり、立場によっては様々に解釈されるおそれがあるので、ここで、一応の基準を設定しておきたい。

### a. 「実質的規定」と「一般条項」とAI契約審査

例えば、次のような「商品売買契約書」があったとしましょう。赤でハイライトした部分が、売買契約における当事者 (売主、買主) の権利義務を定め、義務の履行方法を規定するもので「実質的規定」になります。

商品売買契約書

買主株式会社〇〇〇〇 (以下「甲」という) と売主株式会社〇〇〇〇 (以下「乙」という) とは、商品の売買に関し、以下のとおり契約を締結したため、本書を2通作成し、甲乙各1通宛保管する。

(基本合意)

第1条 乙は甲に対し、別紙目録の商品 (「本件商品」) を売り渡し、甲は乙に対してその代金 (「本件代金」) を支払う。

(引渡し)

第2条 乙は甲に対し、次のとおりの引渡場所及び納入日にて、本件商品を引き渡す。  
2 甲又は乙が納入日又は引渡場所の変更を申し出た場合には、その相手方の了承を得て、新たな納入日又は新たな引渡場所に変更することができる。ただし、その変更により費用が増額した場合には、その増額の部分は変更を申し出た者の負担とする。

(代金の支払条件)

第3条 定する口座に振込みの上、支払わなくてはならない。振込手数料は、甲の負担とする。  
本契約締結日 金〇〇〇万円  
平成〇〇年〇〇月〇〇日 中間金〇〇〇万円  
平成〇〇年〇〇月〇〇日 残金金〇〇〇万円

(遅延損害金)

第4条 甲が、第3条記載の代金の支払いを怠ったときは、乙に対し、支払期日の翌日から完済の日まで、年18%の割合による遅延損害金(年365日の日割計算)を付加して支払わなければならない。

(所有権の移転)

第5条 本契約に基づく本件商品の所有権移転時期は、甲が乙に代金の支払を完了した時とする。

(危険負担)

第6条 本契約に基づく本件商品を納入した後の危険は甲においてこれを負担する。

(検査)

第7条 甲は、第2条記載の方法により本件商品を受領したときは、受領後〇日以内に本件商品の検査をしなければならない。

(不合格品処理)

第8条 第7条の検査において、不良又は数量不足があったときには、甲は乙に対し、直ちに通知をしなければならない。この場合乙は、乙の費用にて、不良品の回収及び代替品又は不足分の商品を直ちに第2条記載の納入場所に納入しなければならない。

(期限の利益の喪失)

第9条 甲について次のいずれかの事由が生じたときは、乙は、何等の通知、催告なくして、甲の期限の利益を喪失させ、残金全額について支払請求をすることができる。

- (1) 甲が乙に対する債務の支払を怠ったとき。
- (2) 甲がほかの債権者に対する債務の支払を怠り、又は、約束手形若しくは小切手について不渡事故を起こしたとき。
- (3) 破産、民事再生、会社更生等の法的手続又はこれに準ずる手続がなされたとき。
- (4) 甲が合併によらないで解散したとき
- (5) その他甲が本件契約条項に違反したとき。

(解除)

第10条 乙は、甲に第9条のいずれかの条項に該当する事由があるときは、何らの催告なしに本契約を解除することができる。

(協議事項)

第11条 本契約の解釈に疑義が生じた場合及び本契約の定めのない事項については、甲乙ともに信義誠実の原則に基づき協議の上円満に解決するものとする。

(合意管轄)

第12条 本契約上直接又は間接的に生じた甲乙間の一切の紛争に付いては、乙の本店所在

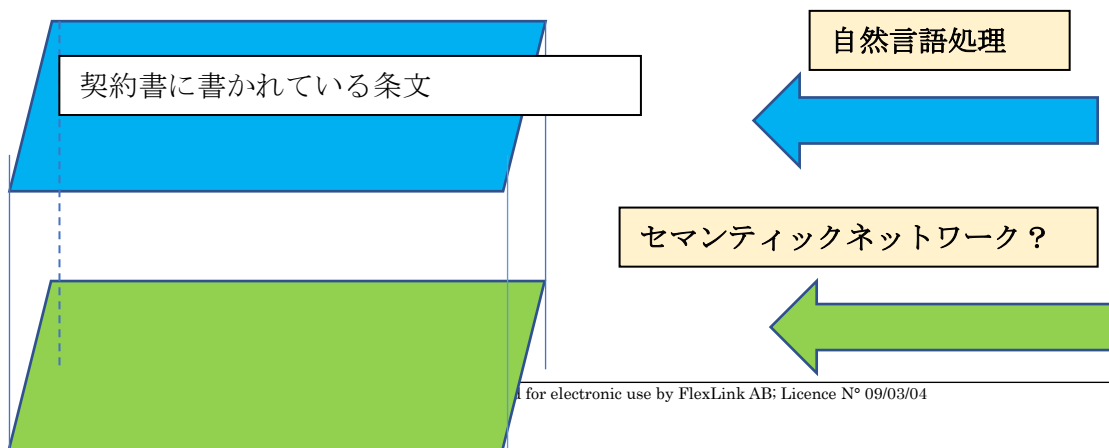
商品目録

- 1. 〇〇〇〇 (品番〇〇〇〇)
- 単価〇〇〇〇円
- 〇〇個

現在、提供されている AI 契約審査サービスでは、「実質的規定」への対応が不十分で、「一般的な規定」、「総則的規定」に不釣り合いなほど重点が割かれているように感じられます。

b. 「条文」、「テキスト」、「ルールベース」のアプローチと、「取引の事実関係」、「実態」、「実務」

異なる「2つの平面」



前の「商品売買契約書」の例で言えば、

(基本合意)

第1条 乙は甲に対し、別紙目録の商品（「本件商品」）を売り渡し、甲は乙に対してその代金（「本件代金」）を支払う。

というテキスト自体が関心の対象となるのが、「ルールベース」のアプローチであり、ルールの一貫性、ルールの不備（定義用語の不備、不整合等を含む）等をチェックするには、AIの自然言語処理の手法が活躍するであろう。

これに対して、例えば、「本件商品」が、「精密機器」であった場合には、第7条の「検査」の実際の実施方法とか、第8条の「不合格」の基準は何か等々の内容が、改めて問題として登場してくるだろう。

## 2. 日本の契約書における「実質的規定」の過少とAI契約書審査サービス

日本（語）の契約書は、条文数が少なく（おそらく30条前後のものが多いであろう）、その上、その中で一般条項が占める割合が高い。

日本語の契約書の条文数が少ない原因は、「契約書に書かれていない事項は、民法の定めるところによる」という、暗黙の前提があるようである。

ところが、実質的規定の少ない日本の契約書の実情に合わせると、AIによる契約書審査も、抽象的な指摘に留まる場合が増え、利用者にとってサービスの経済的な価値を見いだせない例が増えてこよう。

AI契約書審査サービスを利用する側からみると、取引実態に一步踏み込んで、「もし、この取引が精密機器の売買契約であるならば、これと、これと、これのような条項を加えるよう検討してみたいかがですか？」というような、「提案」と「具体的な代替案」の提供を受けられれば、サービスの経済的な価値は増すものと思われる。

添付の（資料）として、ORGALIME契約約款について、某社が社内用に準備した日本語参考資料を提供する。

この約款においては、起こりうる問題点をできる限り網羅し、それに対する対処法（責任の分担）を明らかにしている。

このORGALIME契約約款中で、納入業者の履行すべき義務、購入者の履行すべき義務を列記してみても、前掲の商品売買契約書の売主、買主の義務の数と比較してみると、提案、補充できる事項の多さを認識できるであろう。

## 3. 契約審査AIサービスから、契約書ドラフティングAIサービスへ

本当は、契約審査（チェック）と言われているものの、審査者が、「自分ならば、こうゆうような契約書を作成する」という暗黙の対案を脳裏に浮かべて、はじめてできる。いわゆる「コメント」は、取引内容を理解しているから可能になる。

そのような意味では、自然言語処理という手法は、契約審査であっても、ものたらない可能性がある。

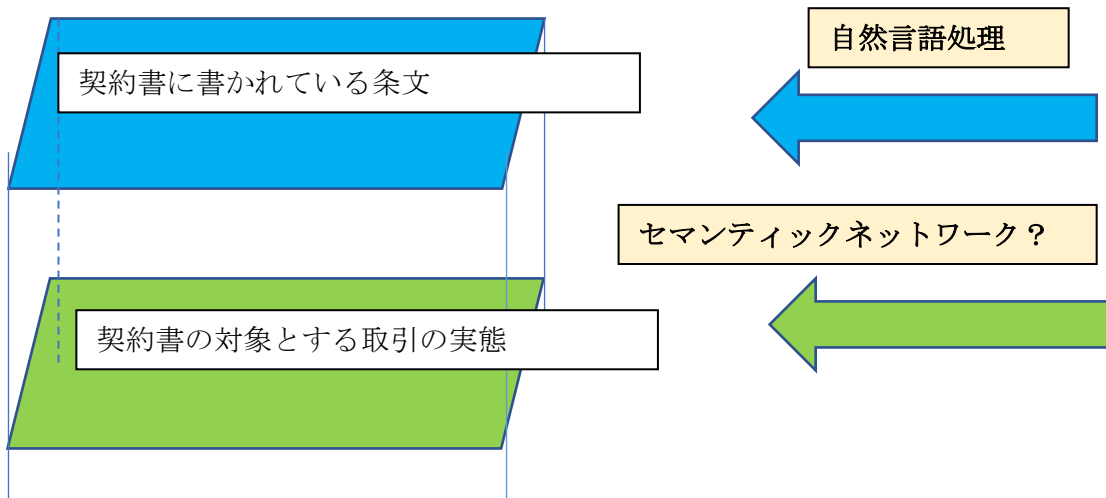
他方で、「契約の実態」、「取引の実際」を把握するとなると、1世代前の「エキスパートシステム」の「知識表現」、「知識ベース」の構築という、おそらく膨大な準備作業が必要となろう。

また、「知識」を結びつけるセマンティックネットワークのような、現在利用されている AI 技法とは異質な手法を、組み合わせる必要が出てくるであろう。

さらに、契約書ドラフティング（契約書作成支援）サービスを想定する場合、マシンと利用者との対話的（インタラクティブ）な操作が好ましいであろうが、ディープの学習するマシン（機械学習）、マシンを利用して契約書を作成する利用者との間での、成果物をめぐる権利関係等という新たな論点も克服していく必要が出てくるであろう。

#### 4. 取引の実態をめぐる暗黙知

異なる「2つの平面」のうち、下の平面に属する作業について、どのような AI の技法が利用可能かについては、例えば、(資料) の ORGALIME 契約約款の対象とする取引を対象をしぼって、次回以降で、検討してみたい。



(終わり)



機械・電気・電子製品の納入に関する  
普通契約約款

2012年3月ブリュッセル

## 前文

1. 本普通契約約款は、当事者が書面により又はその他の方法でこれに合意するときに適用されるものとする。本普通契約約款を修正し又は変更する場合にも、書面により合意しなければならない。

## 定義

2. 本普通契約約款において、以下の用語は、本条でこれらの用語に与えられる意味を有するものとする。

「**本件契約**」：本件製品の供給に関する、当事者間の書面による合意及びすべての付属書類を、当該文書への書面による合意済みの改訂及び追加を含めていう。

「**重過失**」：作為又は不作為であって、契約当事者が善良な管理者であれば、通常起こる可能性があると予想するであろう重大な結果に適切な考慮を払わなかったか、又はかかる作為もしくは不作為にあたり慎重な配慮を欠いていたことをいう。

「**書面により（る）**」：意思表示を、当事者が署名した文書、書簡、ファックス、電子メール及び当事者が合意するその他の手段により行うことをいう。

「**本件製品**」：本件契約にもとづき供給される目的物をいい、ソフトウェア及びドキュメンテーションを含む。

## 製品情報

3. 一般的な製品解説文書及び定価表に記載される全ての情報及びデータは、書面による参照により本件契約に明示的に組み込まれている範囲でのみ、拘束力を有する。

## 図面及び技術情報

4. 本件契約の締結の前後を問わず、一方当事者が他方当事者に提供する本件製品に関する全ての図面及び技術文書は、提供した当事者の財産であり続けるものとする。

一方当事者が受領した図面、技術文書又はその他の技術情報は、他方当事者から同意を得ることなく、それらが提供された目的以外で使用してはならない。また、これらを、提供した当事者の同意を得ることなく、その他のかたちで使用し、複製、複製してはならず、また第三者に伝達又は知らせてはならない。

5. 納入業者は、引渡日までに、購入者が本件製品の性能検証、稼働及び保守ができるようにするため必要な情報及び図面を、無償で提供するものとする。かかる情報及び図面は、合意された部数とするか、あるいは最低1部を提供するものとする。納入業者は、本件製品又は予備部品の製造図面を提供する義務を負わないものとする。

## 受入試験

6. 本件契約に定める受入試験は、別段の合意がない限り、通常の営業時間中に製造場所で実施されるものとする。

本件契約に技術的要件が定められていない場合には、試験は、製造国の適切な関連産業分野における一般的な慣行にしたがい、実施されるものとする。

7. 納入業者は、購入者が試験に立ち会えるよう十分な時間的余裕をもって、書面により、購入者に通知するものとする。購入者が立ち会えない場合には、試験結果報告書を購入者に送付されるものとし、またそれらは正確なものとして受け入れられなければならないものとする。

8. 受入試験の結果、本件製品が本件契約に準拠していないことが明らかになった場合には、納入業者は、本件製品が本件契約に適合するようになるよう確保するため、遅滞なく欠陥を是正するものとする。欠陥が重要なものでない場合は、新規試験は、購入者の要請があった場合に実施されるものとする。

9. 製造場所において実施された試験のための費用は、すべて、納入業者が負担するものとする。しかしながら、かかる試験に立ち会うための購入者の担当者の旅費及び滞在費は、購入者が負担するものとする。

## 引渡し、危険の移転

10. 合意される交易条件は、すべて、本件契約の締結時に実施されているINCOTERMS®にしたがい解釈される。

いかなる交易条件についても、明示的に合意されていない場合には、引渡しは、納入業者が指定する地を指定地とする運送人渡（FCA）であるものとする。

運送人渡の引渡しの場合に、納入業者は、購入者の要請のあるときは、本件製品を目的地まで送付する責任を引き受けるとともに、危険は、遅くとも、本件製品の占有が第一運送人に移転した時点で移転する。

一部引渡しは、別段の合意のない限り認められない。

## 引渡し時、遅滞

11. 当事者が、特定の引渡日を指定する代わりに、引渡しを行うべき期間を指定している場合には、かかる期間は、本件契約が締結され、すべての正式な手続の完了、本件契約の締結時に支払うべき支払い

の履行、合意された保証の提供等の、その他の事前条件が成就したときに、開始するものとする。

12. 納入業者が、引渡時に本件製品を引き渡すことができないと予想するときは、納入業者は、直ちに、その旨を、その理由と可能な場合には納入業者が引渡しを行うことができるようになる  
と予想する時期を記載して、購入者に書面により通知するものとする。

納入業者がかかる通知を行うのを怠った場合においては、購入者は、その負担したものの追加費用であって、かかる通知を受け取っていたならば避けられたであろう追加費用の賠償を受ける権利を有するものとする。

13. 引渡しの遅滞が、第41条所定の事情の何れかにより、又は第21条又は第44条に基づく引渡し中止を含む、購入者の側の作為又は不作為による場合、若しくはその他の購入者の責めに帰すべき事情引き起こされたものである場合には、納入業者は、それらの原因の事情全てを考慮して必要な期間だけ、引渡時を延期する権利を有するものとする。本規定は、遅滞理由が、合意された引渡時の前後の何れに生じたかを問わず、適用されるものとする。

14. 本件製品が引渡時に引き渡されなかった場合には、購入者は、本来引渡しが行われるべきであった日から、損害賠償の予定金額として定めた金額を受け取る権利を有するものとする。

損害賠償の予定金額は、遅滞が発生してからの各週につき、購入代金の0.5%の率で支払われるべきものとする。損害賠償の予定金額は、購入代金の7.5%を超えないものとする。

本件製品の一部のみについて遅滞が生じた場合には、損害賠償の予定金額は、遅滞の結果、当事者が意図したとおりに使用できなくなった本件製品の部分に相当する、購入代金の該部分に基づいて計算されるものとする。

損害賠償の予定金額の弁済期は、購入者が書面による請求を行ったときに到来し、引渡しが完了するまで又は第15条に基づき本件契約の解除されるまで前で継続するものとする。

購入者は、本来引渡しが行われるべきであった日から6ヵ月以内に損害賠償の予定金額の賠償を求める償請求を書面により提起しなかった場合には、かかる損害賠償を求める権利を失うものとする。

15. 引渡しの遅滞が、購入者に第14条に基づく損害賠償の予定額の最高金額を受け取る権利を与えるものである場合において、本件製品が依然として引き渡されなかったときは、購入者は、書面により合理的な最終期限を定めて引渡しを求めることができる。但し、かかる合理的な最終期限は一週間を下回ることはできないものとする。

納入業者が、かかる最終期限内に本件製品を引き渡さず、これが購入者の責に帰する状況によるものでない場合には、購入者は、納入業者に書面による通知を行うことにより、納入業者の不履行を理由に、当事者が意図していたとおりに使用できなくなった本件製品の部分について、本件契約を解除することができる。

購入者は、本件契約を解除する場合にも、納入業者の遅滞の結果被った損失の賠償を、派生損失及び間接損失すべての賠償を含め、受ける権利を有するものとする。賠償金額の合計は、第14条に基づき支払われる損害賠償の予定金額を含め、本件契約が解除された本件製品の部分に帰属する購入代金の部分の15%を超えないものとする。

四囲の状況に鑑みると、第14条に基づく損害賠償予定金額の最高額を受け取る権利を購入者に与えることとなるような、引渡し

の遅滞が発生することが明らかである場合には、購入者は、また、納入業者に書面による通知を行うことにより、本件契約を解除する権利を有する。本理由による契約解除の場合には、購入者は、損害賠償の予定金額の最高額及び本書第15条第3段に定める賠償を受ける権利を有するものとする。

16. 第14条に基づく損害賠償の予定金額及び第15条に基づく制限的賠償とともに、本件契約を解除することは、納入業者の側に遅滞があった場合に購入者が行使可能な唯一の救済方法である。かかる遅滞があった場合にも、購入者に対するその他のすべての請求は、納入業者に重過失の責がある場合を除いて、排除されるものとする。

17. 購入者が、引渡時に本件製品の引渡しを受領することができないと予想するときは、購入者は、直ちに、その旨を、その理由と可能な場合には納入業者が引渡しを行うことができるようになる  
と予想する時期を記載して、購入者に書面により通知するものとする。

購入者が、引渡し時に引渡しを受領することを怠った場合にも、購入者は、あたかも引渡時に引渡しが行われたであろうように、引渡し時弁済期の到来した購入代金のすべての部分を、不受領にかかわらず支払うものとする。納入業者は、購入者の危険及び費用で、本件製品の保管の手はずを整えるものとする。納入業者は、また、購入者がそのように要請するときは、本件製品を購入者の費用で付保するものとする。

18. 購入者による引渡しの受領の懈怠が、第41条所定の事情の何れかによる場合には、納入業者は、書面により合理的な最終期限を定めて、購入者に引渡しの受領を求めることができる。

納入業者の責めに帰すことのできない何らかの理由により、購入者が、かかる期限内に引渡しの受領を怠った場合には、納入業者は、書面による通知を行うことにより、本件契約の全部又は一部を解除することができる。納入業者は、その後、購入者の債務不履行の結果被った損失の賠償を、派生損失及び間接損失すべての賠償を含め、受ける権利を有するものとする。賠償は、本件契約が解除された本件製品の部分に帰属する購入代金の部分を超えないものとする。

## 支払

19. 支払は、請求書の日付日から30日以内に行われるものとする。

別段の合意のない限り、購入代金は、本件契約の締結時に、三分の一が、納入業者が、購入者に対し、本件製品又はその重要な部分の引渡しの準備が整ったことを通知した時点で三分の一が支払われるものとする。購入代金の残りの部分は、本件製品全部が引き渡された時点で、支払われるものとする。

20. どのような支払手段が用いられたとを問わず、支払は、納入業者の口座に、弁済期の到来した全額が取消不能のかたちで貸記されるまで、実行されたとはみなされないものとする。

21. 購入者が、所定の日までに支払を行うことを怠った場合には、納入業者は、弁済期より利息及び回収費用の補償金を受け取る権利を有するものとする。利率は、当事者間で合意するところによる。当事者が、利率の合意がない場合には、欧州中央銀行の市場介入金利 (Refinancing rate) に8%を加えた利率とする。回収費用の補償金は、延滞金利が発生している金額の1パーセントとするものとする。

支払遅滞が生じた場合及び所定の日までに購入者が合意された担保を立てることを怠った場合には、納入業者は、書面により購入者に通知を行った後には、納入業者が支払を受けるまで又は、該当する場合には、購入者が同意された担保を立てるまで、本件契約の履行を中止することができる。

購入者が、弁済期の徒過した金額を3ヵ月以内に支払わなかった場合には、納入業者は、購入者に書面により通知することにより、本件契約を解除し、且つ、本条にしたがう利息及び回収費用の保証金に加えて、被った損失の賠償を請求する権利を有するものとする。かかる賠償額は、合意された購入代金を超えないものとする。

## 所有権の留保

22. 本件製品は、全額支払いが行われるまで、かかる所有権の留保が準拠法に基づき有効である範囲で、納入業者の財産にとどまるものとする。

購入者は、納入業者の要請にしたがい、納入業者が本件製品に対する納入業者の所有権を保護するために必要な措置をとるにあたり、納入業者を支援するものとする。

所有権の留保は、第10条に基づく危険の移転には影響を及ぼさないものとする。

## 欠陥等に対する責任

23. 第24条ないし第39条の規定にしたがい、納入業者は、不良な設計、資材又は出来映えに起因する、本件製品のあらゆる欠陥等又は不適合（以下、「欠陥等」という）を是正するものとする。

24. 納入業者は、購入者が供給した資材又は購入者が指示し若しくは指定した設計に起因する欠陥等については責任を負わないものとする。

25. 納入業者は、本件契約に規定される稼働条件のもとで、且つ本件製品が適切な使用状態において現れた欠陥等についてのみ、責任を負うものとする。

26. 納入業者は、例えば、購入者による不良な保守作業、不正な据え付け若しくは不良な修繕、又は納入業者の書面による同意なしに行われた変更による欠陥等に代表されるもので、危険が購入者に移転した後に発生した状況下での欠陥等については責任を負わないものとする。納入業者は、通常の損耗及び劣化には、何れも責任を負わないものとする。

27. 納入業者の責任は、引渡しから一年以内に現れた欠陥等に限られるものとする。本件製品の使用が合意されたものを超える場合には、この期間は比例して短縮されるものとする。

28. 本件製品の部品の欠陥等が是正されたときは、納入業者は、1年間、元の本件製品に適用されるのと同一の条件で、修理又は交換された部品の欠陥等について責任を負うものとする。本件製品の他の部品については、第27条所定の期間は、本件製品が、欠陥等の結果として使用できなかった期間に相当する期間及びその範囲だけ延長されるものとする。

29. 購入者は、現れた一切の欠陥等について、不当に遅延せず、納入業者に書面により通知するものとする。かかる通知は、いかなる場合も、第27条で与えられた期間、又は該当する場合には第28条にしたがう延長期間の満了から2週間以内に行われるものとする。

通知には、欠陥等の概要を記載するものとする。

購入者が、本条に規定する時間的な制限内に欠陥等について書面により納入業者に通知しなかった場合には、購入者は、かかる欠陥等を是正させる権利を失うものとする。

欠陥等が損傷をもたらす可能性がある場合には、購入者は、即刻、書面により納入業者に通知するものとする。購入者は、かように通知することを怠った結果として生ずる損害の危険を負担するものとする。購入者は、損害を最少化するための合理的な措置を講ずるものとし、またこの点において、納入業者の指示を順守するものとする。

30. 第29条に基づく通知を受け取り次第、納入業者は、第23条ないし第39条に規定するとおり、不当な遅滞なく、自らの費用負担で、欠陥等を是正するものとする。是正作業を行う時間は、購入者の業務に不必要な支障をきたさないように選ばなければならないものとする。

納入業者が、本件製品を納入業者又は納入業者が指定する目的地に送付することがより妥当であると判断した場合でない限り、修理は本件製品の所在する場所で行うものとする。

欠陥等の是正が、欠陥等のある部品の交換又は修理で行う場合に、部品の取り外し及び再取り付けに特別な知識が必要でないときは、納入業者は、欠陥等のある部品を、納入業者又は納入業者が指定する目的地に送付するよう要求することができる。かかる場合には、納入業者は、購入者に、適式に修理又は交換部品を引き渡した時点で、欠陥等に関する義務を履行したものとする。

31. 購入者は、購入者自らの経費で、本件製品に近づける手段を提供し、また、欠陥等を是正するために必要な範囲で、本件製品以外の機器にあらゆる介入的措置を講じられるよう停廃するものとする。

32. 別段の合意がない限り、納入業者が責任を負う欠陥等を是正することに関連して、納入業者へまた納入業者から本件製品または本件製品の部品を輸送する必要がある場合には、納入業者の危険及び費用負担でこれを行うものとする。購入者は、かかる輸送に関する納入業者の指示にしたがうものとする。

33. 別段の合意がない限り、本件契約の締結時に納入業者が購入者に引き渡すものと指定された目的地以外の場所に所在する本件製品による引き起こされた欠陥等を是正するため、納入業者が負担する追加の費用は、すべて、購入者が負担するものとする。

34. 交換された欠陥等部品は、納入業者に提供されるものとし、納入業者の財産であるものとする。

35. 購入者が、第19条所定の通知を行ったにもかかわらず、納入業者が責任を負う欠陥等が発見されなかった場合、納入業者は、かかる通知の結果、納入業者が負った費用の賠償を受ける権利を有するものとする。

36. 納入業者が、第30条に基づく義務を履行しなかった場合には、購入者は、書面による通知を行うことにより、納入業者の義務を完遂するための合理的な履行の最終期限を定めることができるが、かかる期限は一週間を下回らないものとする。

納入業者が、かかる最終期限内にその義務の履行を怠った場合には、購入者は、納入業者の危険及び費用負担で、自ら必要な是正作業を実施するか又は第三者に委任してかかる是正作業を実施させることができる。



購入者又は第三者により是正作業が成功裡に実施された場合には、購入者が負担した合理的な費用を、納入業者が支弁することをもって、当該欠陥等に関する納入業者の責任は完全に履行されたものとする。

37. 欠陥等が第36条に規定されるとおり成功裡に是正されなかった場合には、

a) 購入者は、本件製品の価値の価格が低下した割合に応じて、購入代金の値引を求める権利を有する。但し、いかなる状況にあっても、かかる値引は、購入代金の15パーセントを超えてはならないものとする。

b) 欠陥等が著しく、購入者から、本件製品又は本件製品の重要な部分について、本件契約の利益を奪うようなものである場合には、購入者は、本件請負業者に書面による通知を行うことにより、かかる欠陥等の結果、両当事者が意図したとおり使用することのできない本件製品の部分について、本件契約を解除することができる。購入者は本件契約がそれに関して解除される本件製品の部分に帰属する購入代金の最大15パーセントに至るまで、損失、費用及び損害の賠償を受ける権利を有するものとする。

38. 第23条ないし第37条の規定にかかわらず、納入業者は、第27条に規定する責任期間の末、又は当事者間で合意した何れかの責任期間の末から一年を超えては、本件製品のいかなる部分の欠陥等についても責を負わないものとする。

39. 第23条ないし第38条に規定されている場合を除き、納入業者は欠陥等について責を負わないものとする。これは、製造機会の喪失、逸失利益及びその他の間接的損失を含む、欠陥等に起因するあらゆる損失に適用されるものとする。納入業者の責任に対するこの制限は、納入業者に重過失の責のある場合には適用されないものとする。

#### 本件製品に起因する損害賠償責任の分担

40. 納入業者は、本件製品が引き渡された後であって、本件製品が購入者の占有中にある間に、本件製品に起因して財物に生じたいかなる損害についても責任を負わないものとする。また、納入業者は、購入者が製造した製品又は購入者の製品が一部を成す製品の損害について責任を負わないものとする。

納入業者が、前段所定の財物への損害について第三者に対して責任を負うにいたった場合には、購入者は、納入業者を免責し、防衛し、納入業者に損害を被らせないものとする。

本条所定の損害賠償請求が当事者の一方に対して第三者より提起された場合には、当該当事者は、他方当事者に対して、書面により直ちにその旨を通知するものとする。

納入業者及び購入者は、本件製品に起因すると主張される損害を理由に、当事者の一方に対して提起された損害賠償請求を審理する裁判所又は仲裁審判所の出頭命令に応ずる義務を相互に負うものとする。しかしながら、納入業者と購入者との間の責任は、第46条にしたがい解決されるものとする。

本条第1段の納入業者の責任の制限は、納入業者に重過失の責がある場合には、適用されないものとする。

#### 不可抗力

41. 何れの当事者も、かかる当事者の義務の履行が、労働争議並びに、火事、戦争、広範な軍事動員、騒擾、徴発、差押、海上封鎖、電力の使用制限、外国為替取引及び輸出制限、疫病、自然

災害、極端な自然事象、テロ行為、及び本条所定の状況に起因する下請者による欠陥等もしくは遅滞といった、当事者の支配力を超えるその他の状況を意味する不可抗力事由により妨げられ、又は、義務を履行することが不合理に重い負担となった範囲では、本件契約に基づく義務の履行を中断する権利を有するものとする。

本条所定の状況は、本件契約の締結の前後何れに発生したとを問わず、本件契約の履行に対するその影響を、本件契約の締結時に予測できない場合にのみ履行中断の権利を与えるものとする。

42. 不可抗力により影響を受けたと主張する当事者は、かかる状況の介入と停止を遅滞なく書面により他方当事者に通知するものとする。ある当事者が、かかる通知を怠った場合には、他方当事者は、同当事者が負った及び同当事者がかかる通知を受けとっていたとしたら、同当事者が回避できたであろう追加費用の賠償を求める権利を有するものとする。

不可抗力により購入者がその義務の履行を妨げられた場合においては、購入者は、納入業者に対して、本件製品を保存し、保護するにあたって負担した費用を賠償するものとする。

43. 本来は、本普通契約約款よりいかなる帰結が導かれるとを問わず、何れの当事者も、本件契約の履行が、第41条に基づき、六ヶ月を超えて中断される場合には、他方当事者に書面による通知を行うことにより、本件契約を解除する権利を有するものとする。

#### 期前履行拒絶

44. 履行中断に関する本普通契約約款内のその他の規定にかかわらず、各当事者は、四囲の状況からして、他方当事者がその義務を履行できないことが明らかな場合には、本件契約に基づく義務の履行を中断する権利を有するものとする。本件契約の履行を中断する当事者は、他方当事者に対して、直ちにその旨を通知するものとする。

#### 派生的損失

45. 本普通契約約款に別段の規定がある場合を除き、何れの当事者も、他方当事者に対し、稼働機会の喪失、逸失利益、使用機会の喪失、契約の喪失、又はその他のあらゆる派生的損失もしくは間接的損失を賠償する責を負わないものとする。

#### 紛争及び準拠法

46. 本件契約から又は関連して発生する紛争は全て、国際商業会議所の「仲裁規則」に基づき、当該規則により指名された1人又は複数の仲裁人により、最終的に解決されるものとする。

47. 本件契約は、納入業者の国の実質法に準拠するものとする。

